

新型コロナウイルス感染症に関する対応方針

【第6報】

令和2年12月4日決定

吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 はじめに

新型コロナウイルスの感染が全国で急速に拡大し、各地で1日当たりの新規感染者数が過去最高を更新する状況が続いている。

県内においては、静岡市等でクラスターが頻発し、医療供給体制のひっ迫が懸念されていることから、静岡県では12月20日までを集中対策期間として、最大限の感染防止行動を取るよう強く呼びかけている。

町では、これらを踏まえ、町の対応方針（令和2年8月7日決定）【第5報】を見直し、【第6報】として方針を明確にし、今後、この対応が長期化するという観点も踏まえ、より社会経済活動の維持と両立に配慮しつつ、引き続き感染拡大防止対策を実施することとする。

ただし、本方針は、引き続き感染拡大状況、検査治療方法の進展等の情勢の変化、国、県の対応方針を踏まえながら、適宜見直すこととする。

2 感染防止に向けた対応方針

(1) イベント等の開催について

一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期とする。

イベント等を開催する場合は、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大防止ガイドライン等を踏まえた対応等をとる。

イベント開催制限の段階的緩和の目安は、国（県）の基準に準ずる。

(2) 町民に対する情報提供

- ① 広報、組内回覧文書等でわかりやすい情報提供
- ② ホームページ、よしポケ NEWS に随時掲載
- ③ 適宜、正確な情報をあらゆる方法で発信

(3) 感染防止策の徹底

① 個人の感染防止策

- ・ 普段の健康管理（十分な睡眠とバランスの良い食事・体温測定の実践）
- ・ 石けんによるこまめな手洗い

- ・マスクの着用を含む咳エチケット
- ・人と人との距離の確保
- ・適切な換気の実施
- ・発熱や風邪症状のある人は外出を控え、学校や仕事を休む。
- ・「人との接触を8割減らす10のポイント」を参考に人との接触を減らす。
- ・「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動する。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」について注意する。
- ・訪問先の施設で、感染防止対策が十分に行われているかを訪問前に確認し、対策が不十分な店への訪問は慎重に検討する。
- ・県内移動に関する行動制限、県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限については、静岡県の公表する行動制限に準じ行動する。
- ・県内でのクラスター発生を踏まえ、感染防止対策が不十分な施設において、多人数での会食、マスク非着用での歌唱や大声での会話など、感染リスクが高い行動は避けるなど、最大限の感染予防を行う。
- ・厚生労働省の配信する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCA）を活用する。
- ・感染者情報に関しては、不確かな情報に惑わされないことがないように、正しい情報に基づいた冷静な行動を取る。

② 事業主の感染防止策

- ・各協会等が定める業種別ガイドラインに従い、それぞれの職場や店舗から感染者を出さないように新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。

③ イベント主催者の感染防止策

- ・「3つの密」（密閉・密集・密接）の発生を避ける。
- ・参加者の体調チェックを行い、発熱、風邪症状がある場合は参加を見合わせるよう対策を講じる。
- ・必要に応じ、マスク着用、消毒などの対策を行う。

④ 施設の使用制限等

- ・基本的な感染対策を徹底し、「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」、「定期的な換気」等を実施し、さらに「3つの密」を徹底的に避けるよう利用者に促す。

(4) 発熱等の症状が生じた場合の受診の仕方

- ① かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話してから受診する。
 - ・ 受診の際はマスクを着用する。
 - ・ 受診時の受付や待合場所では、不要不急の会話は控える。
 - ・ 受診前と受診後は、しっかりと手洗いをする。

- ② かかりつけ医がいない人は、「静岡県発熱等受診相談センター」へ電話する。